

報告第十三号

専決処分した事件の報告について

令和四年六月二十四日に判決があった生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり訴えの提起（控訴）の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

令和四年九月十四日

江戸川区長 齊藤 猛

別紙

一 事件概要

本件は、東京都内の複数の市区（江戸川区を含む。）の生活保護受給者らが、厚生労働大臣が平成二十五年から平成二十七年にかけて行った生活保護基準の改定（以下「本件改定」という。）が違憲・違法であるとした上で、同市区を被告として、当該基準に基づき各福祉事務所長が同期間に行った各生活保護変更決定処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるとともに、本件改定により精神的苦痛を受けたとして、国を被告として国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条に基づき損害賠償請求等を行った事件である。

二 第一審の概要（東京地方裁判所平成二十七年（行ウ）第三七九号、平成二十八年（行ウ）第七五号（併合））

(一) 提起年月日

ア 第一事件 平成二十七年六月十九日（区收受）平成二十七年十二月二十二日

イ 第二事件 平成二十八年二月十九日（区收受）平成二十八年十二月十四日

(二) 判決言渡し 令和四年六月二十四日

(三) 判決概要

本件改定に係る厚生労働大臣の判断には、裁量権の逸脱・濫用があり、本件改定は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三条及び第八条第二項に反し違法である。よって、本件改定に基づいてなされた本件各処分もいずれも違法であるから、本件各処分を全て取り消す（損害賠償を求めると部分については棄却）。

三 控訴の内容

(一) 控訴年月日 令和四年七月七日（専決処分日）令和四年六月三十日

(二) 当事者 控訴人 江戸川区 外十七名（第一審被告）

被控訴人 江戸川区民三名 外二十五名（第一審原告）

(三) 訴訟物の価額 百二十五万六千五百六十円（うち江戸川区分 十四万八千八百八十円）

(四) 控訴の趣旨（要旨）

ア 第一審判決中、控訴人ら敗訴部分を取り消す。

イ 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人らの負担とする。

(五) 控訴理由 江戸川区は、生活保護法第八条第一項に基づき、本件改定に基づく生活保護基準に従って処分を行うべき立場にあるところ、本件改定の適法性について、各地方裁判所において判断が分かれている事情も踏まえ、高等裁判所の判断を仰ぐ必要があるため。